

令和7年度 前期 ビジネス・キャリア検定試験 企業法務・総務分野 1級 企業法務

試験問題

(6ページ)

1. 試験時間 150分

2. 注意事項

- (1) 試験問題は、係員の指示があるまで開かないでください。
- (2) 表紙に記載されている試験区分名が、申請している試験区分名と同じか確認してください。申請している試験区分と異なる試験区分を受験した場合は採点できず、不合格となりますので、ご注意ください。なお、試験開始後に申し出られても、試験時間の延長はできません。
- (3) 試験問題は、2題あります。
- (4) 試験問題の配点及び合格基準は、次のとおりです。
(配 点) 問題1 40点、問題2 60点、合計 100点
(合格基準) 試験全体として概ね60%以上且つ問題ごとに30%以上の得点。
- (5) 関係法令、会計基準、JIS等の各種規格等に基づく出題については、問題文中に断りがある場合を除き、令和7年5月1日時点で施行されている内容に基づくものとします。
- (6) 解答用紙は、問題ごとに各1枚あります。すべての解答用紙に、必ず、①生年月日、②受験番号、③座席番号、④氏名を正確に記入してください。なお、受験番号の最後の桁は、アルファベットですので、数字と間違えないように注意してください。
- (7) 解答には、HB又はBの黒鉛筆を使用し、問題文に従って、解答用紙に楷書で丁寧に記入してください。なお、判読できない場合には、解答が無効となる場合がありますので、注意してください。
- (8) 解答に当たっては、問題ごとの解答用紙（各1枚）を使用してください。なお、文字数の制限はありません。ただし、解答は、解答欄内のみに記入し、裏面や余白は使用しないでください。
- (9) 下書きや計算等が必要な場合には、下書き用紙を使用してください。
- (10) 記述されている内容の正確さ・専門性に加え、結論に至る論理展開、記載形式、文字の正確さ・丁寧さ等、読み易さも採点の対象となりますので、解答に当たっては、その旨も留意してください。なお、論述に当たっては、文章を補助するため、図表等を使用しても構いません。
- (11) 試験問題の内容に関する質問には、一切お答えできません。
- (12) 試験中にトイレへ行きたくなった場合は、黙って手を挙げて係員の指示に従ってください。
- (13) 試験終了時刻前に解答が済み、退出する場合は、黙って手を挙げて係員の指示に従ってください。ただし、試験開始後30分間及び終了前10分間は、退出できません。なお、退出する場合は、周りの受験者に配慮して、静かに退出してください。
- (14) 試験終了の合図があつたら速やかに筆記用具を置き、係員の指示に従ってください。
- (15) 試験終了後、解答用紙を必ず提出してください。ただし、試験問題及び下書き用紙は、持ち帰ることができます。なお、解答用紙が提出されていない場合は、失格となります。
- (16) カンニング行為（他の受験者の答案等を見ること・他の受験者に答えを教えること・他者から答えを教わること・指定されたもの以外のものを机上に置くこと等）、替え玉受験、不正行為と疑われるような紛らわしい態度をとる行為、他の受験者の迷惑となる行為、係員の指示に従わない場合などは、不正行為とみなされます。不正行為とみなされた場合は、直ちに退場となり、当該期に受験する試験区分のすべてが失格となります。
- (17) 試験問題の転載、複製などを固く禁じます。

問題文中、次の法令等は略称で記載されています。

- ・特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律 → フリーランス法
- ・下請代金支払遅延等防止法 → 下請法

[配点：40点]

問題1 X社は、資本金5千万円のテレビ番組企画制作等を業とする株式会社で、取締役10名、従業員は142名である。Y社は、資本金1千万円の映像制作等を業とする株式会社で、その代表者は1人であり、その代表者以外に役員がなく、従業員を雇用していない。

X社は、大手テレビ局から、8ヵ月後に地上波で流す予定の2時間スペシャルドラマの発注を昨日受けた。X社は、そのドラマの制作の一部の映像制作をY社に委託しようと考えている。この業務委託期間は7ヵ月である。X社がY社に委託しようとしている取引（以下「本件取引」という。）について、以下の小間に答えなさい。

なお、フリーランス法第5条第1項の政令で定める期間は1ヵ月、同法第13条第1項の政令で定める期間は6ヵ月、下請法第2条第7項第1号の政令で定める情報成果物はプログラムである。

<小問1>

- (1) 本件取引において、①Y社は下請法適用事業者にあたるか、②Y社はフリーランス法の特定受託事業者にあたるか、③X社は下請法の親事業者にあたるか、また、④X社はフリーランス法の特定業務委託事業者にあたるか、それ根拠とともに述べなさい。
- (2) 本件取引は、下請法又はフリーランス法のどちらの法律の適用となるか、それともこれら両方の法律の適用となるか、根拠とともに述べなさい。

<小問2>

本件取引において、もしX社がフリーランス法の特定業務委託事業者にあたると仮定した場合、特定受託業務従事者の就業環境の整備としてX社が遵守すべき事項を根拠とともに述べなさい。

<小問3>

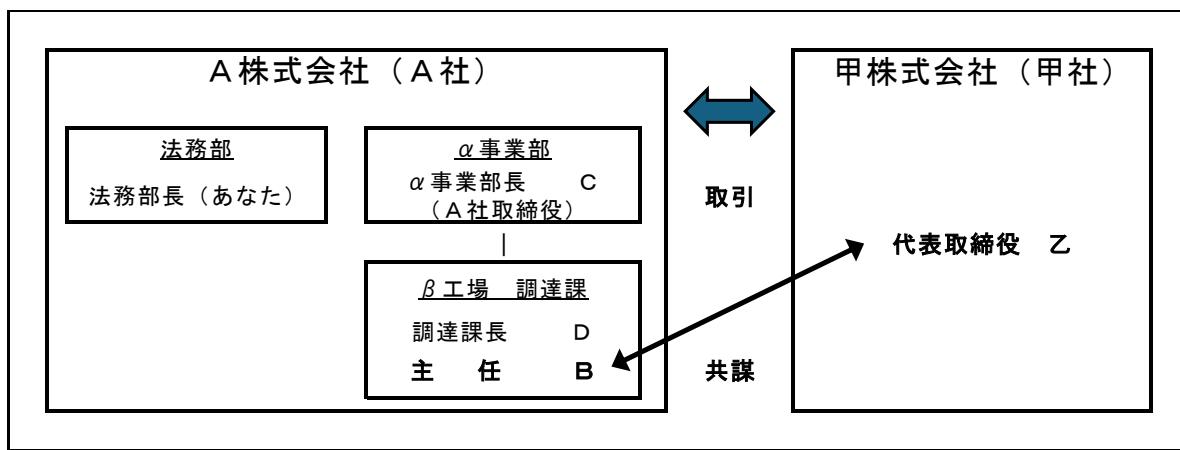
本件取引について、X社Y社間の取引開始前に業務委託期間が5ヵ月に変更され、取引開始前に締結される業務委託契約に記載される業務委託期間も5ヵ月で双方合意し契約締結される場合、小問2の回答が変わるか否かについて、根拠とともに述べなさい。

[配点：60点]

問題2 以下における<事例>は、①A株式会社（以下「A社」という。）が甲株式会社（以下「甲社」という。）から物品を継続的に仕入れているところ、②A社の従業員であるBが甲社の代表取締役乙と共に謀して甲社がA社に架空請求を行い、③A社から甲社に対して支払われた金銭（架空請求額）の大部分がBに対して支払われた、というものである。以下の<関係図>は、<事例>における関係者の所属等を図示したものである。

あなたは、A社の法務部長である。A社の取締役・ α 事業部長であるCから相談を受けたと想定し、以下の<事例>に記載された事実関係を前提として、次の各設問に答えなさい。

<関係図>



<事例>

1. A社（本店東京都内。資本金1億円。非上場。）は、電気製品の製造、販売等を目的とする株式会社である。A社の「 α 事業部」は、埼玉県内に工場（以下「 β 工場」という。）を有し、 β 工場においては、電機メーカーの電化製品に組み込む装置（以下「本件装置」という。）を製造し、販売している。

A社の α 事業部は、本件装置を構成する各種の機械部品（以下「本件部品」という。）を複数のメーカーから仕入れ、 β 工場でそれらを組み立てて本件装置を製造している。

2. B（現在28歳）は、A社に2019年4月に入社した従業員（雇用期間の定めがない正社員）であり、入社直後から、 β 工場で本件部品の仕入れを行う「調達課」に配属され、現在は調達課の主任として本件部品の仕入れ業務を担当している。

3. 甲社（本店埼玉県内。資本金1,500万円。非上場。）は、各種機械製品の製造、販売等を目的とする株式会社であり、本件部品を甲社の工場（本店所在地と同じ）において製造してA社に継続的に納品しており、2022年以降では、A社に対して毎月200万円以上の本件部品の売掛金が継続的に発生している。

なお、A社と甲社との間では、甲社を売主とする本件部品の売買につき「取引基本契約書（2020年4月1日付）」が締結され、現在もその効力を有している。この取引基本契約書では、下記4(2)①の内容のほかに、(i) A社による代金支払方法（毎月末締翌月末振込払）、(ii) 契約期間（締結日から1年間。以後1年ごとの自動更新）、(iii) 権利義務の譲渡禁止等が定められているが、A社と甲社との間でこの取引基本契約書についての変更契約等は締結されていない。

4. 2025年6月上旬、甲社の代表取締役である乙は、A社の取締役・α事業部長であるCに電話をかけ、Cとの面談を秘密裏に行うことを申し入れた。Cは、この申入れを受け、同年6月8日（日）に、甲社の本店を訪問して乙と面談することとなった。

同日の面談において、乙は、Cに対して、以下の内容を説明した。

- (1) 2024年4月頃、Bから「A社との取引を継続したいのであれば、(i)甲社がA社に対して架空請求を行い、(ii)『A社が甲社宛に支払った架空請求に対応する金額』から『甲社の手数料』を除いた金額をB宛に支払ってほしい」と言われた。最重要得意先であるA社との取引終了は甲社の経営破綻を意味するため、乙は、Bの指示どおり、「甲社がA社に対して架空請求を行い、架空請求で甲社に対して支払われた金銭の大部分をBに対して支払うこと」を、同年5月頃の請求から開始した。
- (2) 架空請求の手口及び行為の規模は、以下のとおりである。
 - ① A社と甲社との間の本件部品の売買に関する取引基本契約によれば、本件部品の個々の売買契約は、「A社が甲社に対して、品名、数量、金額等を特定して発注し、甲社が書面で当該発注を承諾したときに成立する。ただし、A社による発注後5日以内に甲社から何らの通知もなされないときは、甲社は当該発注を承諾したものとみなす」と規定されている。
 - ② Bは、(i)本件部品の架空の納品書及び架空の請求書（いずれもA社宛）をBが指定する品名、数量、金額等を記載して作成するよう乙に対して電話で指示する一方、(ii) A社の管理システムで、乙に指示した内容どおりに、甲社に対する本件部品の発注（架空発注）を入力する。しかし、Bは、この架空発注に対応する発注書等を、甲社及び乙に対して交付はしない。
 - ③ 乙は、甲社として実際にA社に本件部品を納品する意思を有せず、かつ、実際に、対応する本件部品をA社に納品していないにもかかわらず、Bから指示を受けた内容どおりに、本件部品に関する架空の納品書及び架空の請求書を甲社名義でA社宛に発行して、Bに交付する。
 - ④ Bは、乙から交付されたところの、甲社名義による架空の納品書及び架空の請求書を、上長である調達課長Dの照査を受けてA社の財務部に提出し、架空の納品書及び架空の請求書であることを知らないA社の財務部担当者をして、当該請求書記載の金額を甲社指定銀行口座宛に送金させる。
 - ⑤ 乙は、A社から甲社指定銀行口座宛に振り込まれたところの架空請求額の95%相当額を、Bに対して現金で交付（キックバック）する。（Bは、残りの5%相当額は「甲社の手数料」と説明した。）
 - ⑥ 2024年5月頃以降2025年5月までに甲社がA社に対して架空請求を行い、架空請求の代金としてA社から支払を受けた総額は合計1,000万円程度であり、乙はその中から約950万円をBに対して現金で交付した。
- (3) 乙は、Bから領収書等は取り付けていなかった。甲社として「2024年4月1日から2025年3月31日までの事業年度」に関する法人税の申告を2025年5月末に行った際、A社から支払われた「架空請求額」も「売上金」として計上せざるを得なかつたが、Bへキックバックした金額については、領収書がなく、損金算入ができなかつたので、「架空請求額」はそのまま甲社の益金の額を増加させた。この結果、甲社に想定を超える法人税負担が発生し、税負担に耐えられなくなつたため、本日、乙はCに対して通報した。
- (4) A社との取引の継続に目が眩んでBの言いなりになつた自分（乙）が悪い。架空請求でA社から支払われた合計約1,000万円のうち、5%相当額の50万円は、直ちにA社に返金する。しかし、残りの約950万円については、Bとの連帶債務をA社に対

して負担していることは理解しているものの、その全額をBに対して支払ったため架空請求で甲社に残る利得はなく、また、甲社の経営状況も厳しいため、誠に申し訳ないが、A社には「Bに対して返金要求をすること」をお願いしたい。

5. Cは、乙との面談終了後にA社の本店に戻り、 β 工場の仕入台帳、在庫管理表等のデータと、A社の管理システムのデータとを照合したところ、少なくとも、直近1年間に甲社から実際に納品されたことが確認できる本件部品の数量と、直近1年間の甲社のA社に対する支払金額とが見合っていなかったため、甲社に対して過剰な支払がなされていると判断し、甲社からの架空請求、及びそれに対応するA社からの架空請求代金の支払は事実であると確信した。

6. Cは、2025年6月9日（月）、Bの上長であるDをA社の本店に呼び、事情聴取を行ったところ、Dは、甲社によるA社に対する架空請求については全く知らず、何ら関与していない様子であった。また、Bの暮らしぶりにつき質問したところ、Bが(i)同年1月頃に埼玉県内の新築マンション（価格約3,000万円）を、35年間の住宅ローンを組んで購入し配偶者と居住していること、(ii)公営ギャンブルが趣味であることなどを説明した。

Cは、Bの資産状況を調査するため、Bの自宅マンションの不動産登記簿謄本を取り付けたところ、区分所有建物の所有者はBであったものの、地元の γ 信用金庫（以下「 γ 信金」という。）を債権者とし、Bを債務者とする抵当権（原因：2025年1月24日金銭消費貸借同日設定、債権額：金3,200万円）が設定されていることが確認されたが、このほかにBの資産状況は明らかにならなかった。

また、CがA社の人事部担当者にBに対する退職金支給予定額を質問したところ、「Bは退職金受給のための最低勤続年数の要件を充足していないので、退職金支給予定額は0円である」と回答があった。

7. Cは、2025年6月11日（水）、Bを β 工場の会議室に呼び、事情を聴取したところ、乙がCに対して説明した上記4（2）と同様の説明を行い、乙から金銭の交付を受けたことを認めたが、架空請求を始めたきっかけについては、上記4（1）の乙による説明とは異なり「乙から持ち掛けられた」と説明した。

そして、Bは、「乙から交付を受けた金銭は、公営ギャンブルの掛け金として使った。的中した場合の払戻金は、A社からの給与振込口座でもあるところの、 γ 信金 δ 支店に開設した私（B）名義の普通預金口座に入金したこともあるが、都度預金を引き出して掛け金に注ぎ込んだため、現在の預金残高は20万円程度しかないと思う。懲戒処分を受ける覚悟もしているが、A社に迷惑をかけたので依頼退職して自分なりに責任を取ろうと考えており、近いうちに退職願を提出したい。私（B）には預金その他の資産がなく、 γ 信金から借り入れている自宅マンションのローンも、元金3,200万円がほとんど残つており、現状では借入額が物件価格を上回るオーバーローンの状態であると考えられ、架空請求額をA社に弁済する目途は立っていない」と述べた。

そして、Bは、「甲社以外の仕入先には、架空請求の指示はしていない」と述べた。

8. A社の就業規則（抄）は、以下のとおりである。

就業規則（抄）

第2章 人事

（退職）

第16条 社員が次の各号の一に該当するときは、退職とする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 退職届を提出して2週間が経過したとき。
- (3) 定年に達したとき。
- (4) 第19条（解雇）または第68条（懲戒解雇）の規定により解雇されたとき。

【中略】

第7章 懲戒処分

（懲戒処分の種類と内容）

第65条 懲戒処分の種類と内容は次のとおりとする。

【中略】

- (4) 懲戒解雇 予告期間を設けることなく即時解雇のうえ、退職金の全部または一部を支給しないことがある。ただし、情状によって退職願の提出を勧告し、諭旨退職にとどめることがある。

2 懲戒決定にあたっては慎重公平を期してこれを行い、また本人に弁明の機会を与える、決定後は速やかにその処分の内容及び理由を本人に通知する。

3 懲戒処分は、本人に対して処分内容及び理由を通知したときに効力を生じる。

【中略】

（懲戒解雇）

第68条 次の各号の一に該当する行為があったときは、懲戒解雇に処する。

- (1) 前条各号（注：減給・出勤停止事由）の行為が再度に及んだとき、またはその情状が悪質と認められたとき。
- (2) 会社内外において窃盗・詐欺・横領・傷害等の行為をしたとき。
- (3) 故意または重大な過失により、会社に重大な損害を与えたとき、または与える恐れのある行為をしたとき。

【以下省略】

<設問1>

Cは、「甲社の架空請求によりA社外に流出した金銭を回収したい」とあなたに相談した。

<小問1>

Cは、「架空請求開始の経緯等について乙とBとで説明は異なるものの、利得の大部分がBに集中しており、一連の架空請求はBが主導したと判断されるので、被害額はBから回収することを最優先で考えたい。Bからの債権回収方法として、どのようなものが考えられるか」とあなたに相談した。

Cの相談に対して、A社として想定される

- ① 民事訴訟提起
- ② 債務承認弁済契約公正証書の作成

という2つの債権回収方法について、<事例>に記載されたBの資産状況を前提としてそれぞれメリット及びデメリットを述べなさい。

なお、甲社からの債権回収方法などB以外の者からの債権回収方法について論じる必要はない。

<小問2>

Cは「甲社がA社から仕入れる本件部品は甲社独自の製法によるものであり、その調達先を他のメーカーに切り替えるためには2年以上を要すると見込まれる。A社としては、今後もしばらくは甲社からの仕入れを継続せざるを得ないが、被害額をBから回収できない場合には、甲社や乙から回収する必要がある。甲社に対して被害額の一括弁済を求めるることは甲社の経営状況からして現実的ではないところ、甲社の経営破綻を回避しつつ、甲社からの債権回収を進める方法はないか」とあなたに相談した。

Cの相談に対して、A社にとって最も適切であると考えられる甲社からの債権回収方法（債務承認弁済契約公正証書の作成を除く。）を1つ挙げ、その理由を簡潔に述べなさい。

なお、乙からの債権回収方法など甲社以外の者からの債権回収方法について論じる必要はない。

<設問2>

Cは、「A社としては、債権回収を第一に考えるべきと認識しているが、一方で、A社の現在の管理体制においては、同様の手口による架空請求が極めて容易であるためBには余罪がある可能性があり、Bが関与した架空請求によるA社の被害額は、乙が説明する約1,000万円に止まらないことも考えられる。A社として乙に対する刑事処分を積極的に望むものではないが、Bを被疑者として、詐欺罪や業務上横領罪等の被疑事実で刑事告訴を行う必要はないか」とあなたに相談した。

Cの相談に対する回答とその理由を述べなさい。

<設問3>

Cは、「A社としてBを早期に懲戒解雇すべきと考えているが、Bは退職届の提出を検討している。他方、A社として本件架空請求の経緯や架空請求の総額など実態の説明もしなければならない。A社には労働組合は存在しないところ、Bに対する懲戒解雇をいつまでに行う必要があるか」とあなたに相談した。

Cの相談に対する回答とその理由を述べなさい。